

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画卯垣滝山地区地区計画を次のように決定する。

名 称	卯垣滝山地区地区計画		
位 置	鳥取市卯垣及び滝山地内（鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業施行地区の一部）		
面 積	約9.2ha		
地区計画の目標	本地区は、JR鳥取駅東方約3.5kmに位置し、市街化に選考して土地区画整理事業が施行され、道路、公園等の公共施設もほぼ整備された地区であり、事業施行後の無秩序な市街地形成を防止するため、地区計画の策定により建築物の規制、誘導を積極的に推進し、住宅地としてふさわしい良好な居住環境を形成、保持、保全することを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良好な低、中層住宅地としての発展を期するため、敷地の細分化を防止する手だてとして敷地面積の最低限度を設定することなどにより、良好な住宅市街地としてふさわしい土地利用の促進を図る。	
	建築物等の整備方針	建築物の建て詰まりを避け適切な敷地規模を確保するため、敷地面積の最低限度を定め、建築物の秩序化と周辺の自然環境との調和を図るため、建築物の高さ、意匠及び壁面の位置等の規制を行うとともに、原則として敷地は、土地区画整理事業により整地された地盤より高くしない。さらに、地震時におけるコンクリートブロック造等の倒壊の危険性に対処しながら、町全体の緑化推進と街区景観という点で生垣を積極的に推進し、テレビアンテナは共同視聴型とする。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（角地におけるすみきり部分を除く。）までの距離は、2m以上とし、隣地境界線までの距離は、1m以上とする。
		建築物の高さの最高限度	12m
		広告物等の制限	広告物、看板は道路境界線より1m以上後退し、地盤面より3.5m以下とする。
		建築物の意匠の制限	屋根の色彩は、黒、茶、緑又は青を基調とし、外壁については白、茶又は緑を基調とする。
		垣、さく、塀の制限	道路側は、生垣とする。ただし、門はこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」